

交通事故や第三者の行為により ケガをしたときは 健康保険組合への届出が必要です

交通事故(自損事故含む)、殴打、飲食店等での食中毒、他人の飼い犬に咬まれた等、
第三者の行為による傷病で健康保険証を使用して治療を受けた場合、健康保険組合へ

「第三者の行為による傷病届」 の届け出が必要です。

どうして
届出が
必要なの？

届出の書類は
どこに
あるの？

書類の
書き方が
わからない



健康保険証を使用して治療を受けると、窓口負担は2～3割で、残りの7～8割は健康保険組合が負担します。窓口負担分については、治療を受けた当事者が加害者や損保会社から損害賠償を受けますが、健康保険組合の負担分についても損害賠償請求をするために「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

(健康保険法第57条)

傷病届のお取り寄せ、お問い合わせ等は、健康保険組合医療担当までご連絡ください。交通事故の場合、損保会社で傷病届の書類作成を代行している場合がありますので、損保会社へご確認ください。



平成29年10月より、入院時の居住費が見直されました

平成29年10月から、65歳以上の医療療養病床に入院する患者について、介護保険施設や在宅療養との負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分が、下記のとおりとなりました。

現 行					平成29年10月から
A	医療の必要性の低い方 (B、C以外の方)	1日につき 320円	➡	1日につき	370円
B	医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く) ※病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者	1日につき 0円	➡	1日につき	200円
C	指定難病患者 ※指定難病の医療受給者証を所持している者	1日につき 0円	➡	1日につき	0円

また同月より、65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について1食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護を必要としない状態となる方(境界層該当者)の食費及び居住費については、1食100円、1日0円となります。